

クマ類ガイドラインの概要・ポイント

講師：一般財団法人自然環境研究センター 澤邊佳彦

クマ類は日本の34都道府県に恒常的に分布しており、全国的にその生息範囲が拡大しています。ただし、四国地域では絶滅が危惧されています。クマ類による森林被害は全体の約10%、農作物被害は2~5%を占めています。

クマ類の保護管理の目的は、個体群の維持・回復と人間との軋轢の軽減です。これを達成するための基本的な考え方には、順応的な管理、保護・管理のスケールと役割分担、ゾーニング管理による棲み分け、対策の実行と評価が含まれます。

保護管理は、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策の3つの施策の組み合わせで推進されます。個体群管理では、問題個体の選択的排除と総捕獲数の管理が行われます。生息環境管理では、コア生息地の環境維持と改善、市街地や農地への出没抑制のための緩衝帯の設定が重要です。被害防除対策では、人身被害の防止と農林水産業被害の防止が行われます。

フィードバック管理により、対策の実行、モニタリングによる評価、改善のプロセスが順応的に行われます。保護管理ユニット単位での連携が個体数推定の精度向上、総捕獲数の管理、隣県との情報・ノウハウの共有に寄与します。

ゾーニング管理では、コア生息地、緩衝地帯、防除地域、排除地域といったゾーン毎に施策が実施され、錯誤捕獲を防止しながら総捕獲数を管理します。各ゾーンでの施策と効果はモニタリングで評価され、改善されます。

人材の育成や体制の整備では、保護・管理を担う人材の育成と配置、捕獲技術者の育成、対応・連絡体制の事前整備が重要です。普及啓発では、地域住民、登山者、市町村等への情報提供が行われます。

市街地への出没に向けた対応体制の整備では、出没の防止と事前準備、出没した際の対応、人身事故の防止と発生時の対応が重要です。加害個体の特定と再発の防止には、加害個体特定のための調査、現場調査による原因究明が必要です。これらの取り組みにより、クマ類の保護と管理が適切に行われることが期待されます。